



平成 25 年 2 月 22 日  
北 陸 財 務 局

## 中小企業等金融円滑化相談窓口の設置について

北陸財務局では、平成 21 年 12 月に施行された中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下「中小企業金融円滑化法」という。）に基づき、地域の金融円滑化に取り組んでいるところですが、中小企業金融円滑化法が期限を迎える本年 3 月末以降も、引き続き、地域の金融円滑化に取り組んでまいります。

その取組みの一環として、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定）に基づき、「中小企業等金融円滑化相談窓口」を下記のとおり設置しました。

どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

### 記

名称 : 「中小企業等金融円滑化相談窓口」  
開設日 : 平成 25 年 2 月 22 日  
業務開始日 : 平成 25 年 2 月 25 日  
受付時間 : 平日 9 時 00 分～16 時 00 分  
相談窓口電話番号 : 北陸財務局 076-208-6711  
富山財務事務所 076-405-6711  
福井財務事務所 0776-25-8236  
窓口の詳細 : 次ページをご覧ください



## ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！

### ～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～


「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定）に基づき、財務局・財務事務所に、中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しました。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

#### 中小企業等金融円滑化窓口について

- 以下のような点について、ご質問・ご相談等はございませんか。
  - ① 中小企業円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
  - ② 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
  - ③ 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容
- 各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います<sup>(※)</sup>。  
(※) ご同意いただければ、金融機関への事実確認等を行います。
- ご相談内容に応じて専門の機関<sup>(※※)</sup>をご紹介します。  
(※※) 地方公共団体、経済産業局、信用保証協会、政府系金融機関、商工会・商工会議所、中小企業再生支援協議会、企業再生支援機構 等

#### 《受付時間》

平日 9時00分～16時00分

- 下記パンフレットもご参照ください。
  - ・ [パンフレット「ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！」](#)（金融庁へのリンク）

#### 相談窓口一覧

ご相談にお電話にてお答えします。当局管内の相談窓口は、以下のとおりです。

- |           |              |
|-----------|--------------|
| ◎ 北陸財務局   | 076-208-6711 |
| ・ 富山財務事務所 | 076-405-6711 |
| ・ 福井財務事務所 | 0776-25-8236 |

- － ご質問・ご相談への回答は全て電話で致します。メールや文書での回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。
- － 利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、あっせん・仲介・調停を行うことはできませんが、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスを行います。

## ご参考

- [中小企業等金融円滑化相談窓口の設置について（金融庁へのリンク）](#)